

## 栃木県警察護送規程

平成 7 年 5 月 31 日

栃木県警察本部訓令第 7 号

この訓令は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）により警察署の留置施設に留置されている被疑者、被告人等について警察官の行う護送に關し、必要な事項を定めたものである。